

# 川口市西地区社会福祉協議会

## 会 則

# 川口市西地区社会福祉協議会会則

## (目的)

第1条 川口市西地区社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

## (事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域福祉を推進するための協議及び検討
- (2) 地域福祉を推進するための連絡及び調整
- (3) 地域福祉を推進するための企画及び実施
- (4) 地域福祉を推進するための調査及び研究
- (5) 地域福祉を目的とする団体に対する支援及び助成
- (6) 川口市社会福祉協議会の会員募集及び地域福祉事業への協力
- (7) 赤い羽根共同募金運動及び日本赤十字社社員増強運動等の実施協力
- (8) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## (事務所)

第3条 本会の事務所を、会長宅に置く。

## (会員)

第4条 本会は、川口市西地区内の次の者を会員とする。

- (1) 地区内各種団体の代表者または役員（連合町会長、町会長、自治会長、連合婦人部長、婦人部長、女性部長、福祉部長、厚生部長、民生委員児童委員協議会会長、老人クラブ連合会会長）
- (2) 社会福祉活動を行う者（民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司、地域福祉推進員）
- (3) 地域福祉・保健に関する活動を行う団体（川口市西地域包括支援センター）
- (4) 関係公共施設の代表者（公民館長）
- (5) 本会の趣旨に賛同する個人及び団体

## (役員を選任)

第5条 本会に次の役員を置き、別表に定める「役員等選出基準表」に基づき総会で選任する。

- (1) 会長 1名

- (2) 副会長 2名
  - (3) 理事 5名
  - (4) 会計 2名
  - (5) 監事 2名
- 2 会長は、本会を代表し会務を総括する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 4 理事は、本会の運営にあたる。
  - 5 会計は、会計事務を処理する。
  - 6 監事は、会計及び会務を監査する。ただし、他の役員を兼ねてはならない。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 本会は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べるができる。

(会議)

第8条 本会の会議は、役員会及び総会とする。

- (1) 会議は会長が招集し、会長が議長となる。
  - (2) 会議の決議は出席者の過半数によって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。
- 2 役員会は第5条に掲げる者で組織し、必要に応じて開催し、次の重要事項を審議する。
    - (1) 事業に関する事項（創設、変更、見直し、廃止など）
    - (2) 総会に付議する事項
    - (3) 総会の議決で委任された事項
    - (4) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
    - (5) 役員を選任及び顧問の設置に関する事項
    - (6) その他、本会の運営に関する事項
  - 3 総会は毎年6月に開催し、次の事項を審議する。
    - (1) 事業計画及び予算に関する事項
    - (2) 事業報告及び決算に関する事項
    - (3) 諸規定の制定及び改廃に関する事項
    - (4) 役員を選任に関する事項

(5) その他、上記の事項に準ずる重要事項

(部会)

第9条 本会は、第2条に掲げる事業の運営を円滑に図るため、部会を置くことができる。

2 部会は会長が招集し、会長がその部長となる。

3 部会員は、次の者とする。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 地域福祉推進員

4 部長は、部会の円滑な運営を図るため、川口市社会福祉協議会の地区担当者に部会運営の協力を求めることができる。

(経費)

第10条 本会の経費は、川口市社会福祉協議会活動交付金(川口市社会福祉協議会会員会費、かわぐち市民活動プラン助成金、赤い羽根共同募金交付金)、日本赤十字社社員増強運動助成金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(委任)

第12条 本会の運営について必要な事項は、役員会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、令和元年6月22日から施行する。

(旧会則の廃止)

従前の川口市西地区社会福祉協議会会則(昭和58年4月1日施行)は、令和元年6月21日をもって廃止する。

(経過措置)

この会則の施行に伴う経過措置については、役員会において別に定める。

## 別表「役員等選出基準表」

### (1) 役員選出基準

#### 【会 長】 1名

役員会で選任する

#### 【副会長】 2名

- ・西地区連合町会会長
- ・飯塚地区民生委員児童委員協議会会長

#### 【理 事】 5名

- ・西地区連合婦人部部长
- ・西地区老人クラブ連合会会長
- ・主任児童委員
- ・地域福祉推進員
- ・川口市西地域包括支援センター

#### 【会 計】 2名

- ・民生委員児童委員

#### 【監 事】 2名

- ・町会長（前西地区連合町会会長）
- ・町会長（次期西地区連合町会会長）

### (2) 顧問選出基準

#### 【顧 問】 5名

- ・西公民館館長
- ・町会長
- ・自治会長